宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及びパブリックコメントにおける主な意見とその対応について

◎趣旨

「(仮称) 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画(案)」(参考1)に対する、宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会、及びパブリックコメントにおける主な意見とその対応について協議するもの

1 概要

(1) 第2回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会

- ・日時:平成26年12月18日(水)午後2時00分~午後3時30分
- ・審議事項:「(仮称) 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画(案)」について
- ・主な意見:7件

(2)「(仮称)第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画(案)」に対するパブリックコメント

- ·募集期間:平成26年12月25日(木)~平成27年1月26日(月)
- ・応募者及び件数:男性2名 2件

2 意見の概要及び対応について

区分	処理区分	意見の対応(案)
Α	意見の趣旨等を反映し,計画案に盛り込むもの	0件
В	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みと考えるもの 4件	
C	計画の参考とするもの	4件
D	計画に盛り込まないもの	O件
E	その他、要望・意見等	1件
合計 9件		

(1) 平成29年度の目標値の設定について

(※区分について パブリックコメント=「パ」 社会福祉家議会からの音見=「社」とする)

	(※区2	※区分について パブリックコメント= 「パ」, 社会福祉番議会からの意見= 「社」とする)	
No.	区分	意見の概要	対応(案)
1	社	P 2 7 県障害福祉計画の案では,「入院	【対応案:C】 ⇒ P28に追記
		中の精神障がい者の地域生活への移行」に	「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の目標値
	T1	ついて目標設定されているが,市の計画案	は、国の基本指針に基づき、都道府県障害福祉計画に設定
		では目標設定されていないのはなぜか。	するものであることから、説明を追記する。
@	社	P29 「2 地域生活支援拠点等の整	【対応案:C】
		備」について、目標設定を「一つ」として	地域生活支援拠点等については,計画期間の3か年におい
		いるが、50万人規模の都市において、一	ては、一つの拠点を設置すると目標設定したところである。
		つで足りるのか。	
		P30 「福祉施設から一般就労への移	【対応案:B】 ⇒ P31に記載済み
		行」については,関係機関,ハローワーク	一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所
		等との連携により取り組んでいくべきで	や障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどの関
		ある。単独で取り組みを実施しても効果が	係機関で構成する自立支援協議会就労支援部会において、
3	社	薄い。	事業所職員に対する就労支援に係る説明会の開催や就労希
			望者の情報共有に取り組んでいる。
			今後とも成功事例の報告会や事例検討会を開催するほ
			か、関係機関・企業との意見交換など関係機関等と連携し
			la casa de la compania del compania del compania de la compania del la compania de la compania della compania d

|ながら,就労支援策の充実を図る。

(2) 障がい福祉サービス等について

No.	区分	意見の概要	対応(案)
		P34 「短期入所」については、利用し	【対応案:B】⇒ P29に記載済み
		たいニーズはあるが、子を預けることが心	「短期入所」は、在宅で介護者が疾病等の場合に、短期
		配で預けられない方がいるためであり、親	間施設で入所し、入浴・排泄・食事等の支援を行うことを
		なき後のことを考え,事業所で空床がある	目的としており、現在も利用にあたっては、利用希望者は
4	社	ときに、子を預けるための宿泊体験などを	必要に応じて事前に施設への見学を行い、それぞれの希望
	'-	実施してもよいのではないか。	に合った施設を利用している。
			今後は、基幹相談支援センターにおいて、グループホー
			ムや短期入所等の空床状況を把握し、利用希望者それぞれ
			の意向に応じた短期入所等の利用をマネジメントしてい
			< ∘
		P35 「共同生活援助 (グループホー	【対応案:B】⇒ P38に記載済み
(5)	パ	ム)」の見込みについて、精神障がい者が	グループホームについては,地域生活移行者の受け皿と
9	/\	利用できるグループホームを増やしてほ	して重要な役割を果たすものと認識しており、精神障がい
		しい。	者を含めたグループホームの増加を計画に見込んでいる。
		P35 「共同生活援助(グループホー	【対応案:C】
	社	ム)」の施設整備について、整備に対する	グループホームの整備促進にあたっては、これまでも、
6		補助だけでなく,運営についても市単補助	市は、国や県の補助対象外となる施設整備等を支援してき
		などの取り組みをしてほしい。	たところであり、運営に対する支援については、国の報酬
			改定等の動向を注視していく。

(3)地域生活支援事業について

No.	区分	意見の概要	対応(案)
7	社	P43 「日中一時支援事業」の見込量について、今後3年間、それほど増加しないように見込んでいると見受けられるが、利用者ニーズを考慮すると、もっと多く見込むべきではないのか。	【対応案:B】⇒ P37, 43に記載済み 「日中一時支援事業」は、「日中支援型」・「放課後支援型」・「医療的ケア」の3つの類型で実施しており、それぞれの併用や障がい児支援のサービスである「放課後等デイサービス」との併用も可能であるため、サービスの組み合わせによる併用を含めて利用量等を見込んでいる。
8	社	P40 「手話通訳者設置事業」について、 現在は2名の体制であるが、今後の基幹相 談支援センターの設置に合わせて増やす ことはできないか。	【対応案:C】 「手話通訳者設置事業」については、市役所内に2名の手話通訳者を配置しており、基幹相談支援センターも市役所内に設置を予定していることから、当面現行の体制で対応できるものと考えている。

(4)その他

No.	区分	意見の概要	対応(案)
		法改正等の内容を市から障がい者本人・親	【対応案:E】
		族・関係者・一般市民等に周知する際,内	障がい福祉分野の法改正等の周知については、制度内容
9	, 8	容が理解できるよう,工夫してほしい。	の理解促進を図るため,点字・音声にも対応した障がい者
			サービスのしおりやリーフレット等を作成し、関係団体等
			を通じた周知やホームページへの掲載などあらゆる機会を
			捉えて行っている。今後とも,効果的な周知に努める。